

アメリカの養育費制度についての一考察

山口 亮子

はじめに

1. アメリカの児童扶養支援
 - (1) アメリカの家族に対するとらえ方
 - (2) アメリカ児童扶養法
 2. 養育費履行強制制度
 - (1) 母子家庭とプライバシー
 - (2) 非監護親に対する強制的徴収と裁判所侮辱罪
 3. アメリカの養育費制度の効用
- むすび

はじめに

2012年のユニセフの報告によると、アメリカの子どもの貧困率は23.1%であり、調査国中最低第2位である。⁽¹⁾ その大きな要因の一つは経済格差の拡大であるが、それを子どもが生活する家族に置いて考えた場合、アメリカに存在する多様な家族の形態が経済格差の要因の一部になっていることが分かる。現在アメリカの離婚率は50%を超え、⁽²⁾ 18歳未満の未成年子がふたり親と生活している割合は再婚家庭も含め69%であり、ひとり親と暮らしているのは27%、親以外の者（たとえば祖父母や親せき、あるいは里親）と暮らす子どもも4%⁽³⁾ いる。ひとり親の8割は母親であり、母子世帯の子の47%が⁽⁴⁾ 貧困層にある。

アメリカで母子家庭の出現は、離婚はもとより、未婚による子の出産の増加に起因している。アメリカの未婚による子の出産とは、ヨーロッパ等で見られる自立した成人男女の事実婚による子の誕生という状況とは異なり、特に10代の女性の出産の増加が顕著である。⁽⁵⁾ アメリカで未婚の母による子の出生は1980年には全出生の18.4%、2000年は33.2%であったが、

2010年には40.8%に上昇し、なかでも10代で子を出産する88%は未婚である⁽⁶⁾。また、人種間の差も大きい。アフリカ系アメリカ人の子の出生のうち、73%は未婚の母から生まれている。ラテン系では53%であり、白人の婚外子は29%である⁽⁷⁾。アフリカ系アメリカ人の子の39%、ラテン系の子の35%は貧困世帯にあるのも、これらのことが影響している⁽⁸⁾。

そこで、アメリカでは貧困家庭、特に子どもを抱えているシングルマザーの援助が必要とされてきた。現在その貧困家庭に対する公的扶助として存在する「貧困家庭への一時扶助（TANF: Temporary Assistance for Needy Families、以下TANFとする）」を定める連邦法は、その目的を次のように掲げている。

- 「(1) 自宅で、または親類の家で子どもを養育できるように貧困家庭を援助すること。
- (2) 就労準備、就労、または婚姻を促進することによって、貧困な親の公的援助の依存を終わらせること。
- (3) 婚姻外の妊娠を予防し、減少させ、そのための年間の数的目標を設定すること。
- (4) 両親のいる家庭を形成し、維持することを奨励すること。」⁽⁹⁾

本条項は連邦法の社会保障法セクションにあり、家族に対しこのように明確な目的を立法に掲げ、このような表明の下に、様々な立法や政策が取られ、家庭における子どもの貧困に対処している。しかし、国家が家族のあり方にここまで介入する表現は、わが国から見ると特異なことに感じられる。なお、アメリカでは各州法が持つ家族法においても、家族のあり方を含め、立法の政策目的を明示しているのは珍しいことではない。例えば、離婚後の監護権の章では、離婚後子どもが父母双方と頻繁かつ継続して会うことを促進することを州の政策としたり、父母が婚姻外でも養育と責任を共同で負うことを推奨し、離婚後の共同監護を認めている。そして、州によっては共同監護が子の利益であると推定したり、裁判所は優先

的にそれを付与できるとする所もあり、裁判所の判断の方向性を明確にし⁽¹¹⁾ている。また、婚姻に拘わらず、父母は子に対し養育費を支払う義務があり、子は父母双方から養育費を受けられることを州の政策として⁽¹²⁾いる。

もちろん、わが国においても近年では、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」で、人権の擁護を目的として、女性に対する暴力の根絶に取り組むこと、「男女共同参画社会基本法」で、個人の尊重と法の下での平等の下に男女平等の実現を目指すこと、あるいは「児童虐待の防止等に関する法律」で、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えていることを確認し、その防止と児童の権利利益を養護することという立法の目的を、その各立法の前文に置いている。これらの目的はいずれも憲法に基づいたものであり、方向性において国民間には異論のないことであろう。しかし、家族のあり方に関して法律で宣言しているものは見当たらない。民法中「子の利益」という文言はあるが、何が子の利益かについて、その具体的場面では国民はもとより法律家の間でも確定的な合意が存在しているとは限らず、時として「子の利益」に対して正反対な見解も存在する。わが国には、子の利益とは何か、国家は特に婚姻外にある子に対しどのような政策をとるのか、という指針は明示⁽¹³⁾されていない。

本研究の関心は、家族法の重要課題である「子の利益」とは何かということであり、それは普遍的な共通認識となり得るか、ということである。そしてもしそれが確定できれば、そのために法はどうあるべきか、国家はどう取り組むべきかということを考察することができる。アメリカで一定の子どもの利益観が存在しているのであれば、それはわが国でも普遍的なものとして捉えられるのか、の試金石になり得るかもしれない。「子の利益」については多方面から課題があるが、本稿では特に子どもの養育費に関して検討していくことにしたい。なぜなら、子どもの貧困については日本も深刻な問題を抱えており、養育費問題も少なからず理由の一つになっているからである。

なお、子どもの養育費については、別に「扶養」という用語が存在す

る。民法 877 条にいう扶養が、離婚時の親子間では実務において用いられにくく、婚姻中および離婚後の親の子に対する経済的義務は一般に「養育費」として捉えられており、⁽¹⁴⁾ 今般の民法 766 条の改正において条文上も「養育費」という用語が民法に登場した。他方、公的扶助としては「児童扶養手当」が存在し、ここで扶養という用語が用いられている。したがって、本稿では、原則として親の経済的義務として「養育費」という用語を、公的扶助として「扶養」という用語を用いることにしたい。

註

- (1) 先進 35 ヶ国を対象に、“等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯員数の平方根で割った値）の中央値の 50%以下”と定義するその国の「貧困ライン」以下で暮らす子どもたちの割合をもとに分析したものである。日本ユニセフ http://www.unicef.or.jp/osirase/back2012/1205_03.html。なお、日本の子どもの貧困率は 14.9%で先進国 35 カ国中下から 9 位である。
- (2) アメリカ合衆国統計局の調査では、2009 年に人口 1,000 人当たり婚姻した人数が 6.8 人で、離婚した人数は 3.4 人であるから、そこから離婚率は 50%と統計される。
http://www.census.gov/compendia/statab/cats/births_deaths_marriages_divorces/marriages_and_divorces.html。
- (3) Detailed Living Arrangements of Children by Race, Hispanic Origin and Age: 2009, United States Census Bureau,
<http://www.census.gov/hhes/socdemo/children/data/sipp/living2009/tables.html>。ふたり親であっても実親であるとは限らない。アメリカでは再婚率が 75%あり、step family は社会的に増加してきている。また、虐待・ネグレクト、あるいは若年層の未婚での出産等により、別の調査では 580 万人以上の子どもが祖父母から養育されているともいわれており、一つの社会問題となっている。
- (4) Children in Poverty,
http://www.childtrendsdatabank.org/sites/default/files/04_Poverty.pdf。
- (5) Birth Rates for U.S. Teenagers Reach Historic Lows for All Age and Ethnic Groups, NCHS Data Brief, Number 89, April 2012. 前年より減少したものの、2011 年に 15 歳から 19 歳の出産した女性は同年代女性 1,000 人当たり 34.3 人であり、その多くは未婚である。なお、日本における 10 代の出産率は 2006 年で全出生数の 1.46%である。
- (6) 61 National Vital Statistical Reports, U.S. DEPARTMENT OF HEALTH AND

HUMAN SERVICES, http://www.cdc.gov/nchs/data/nvsr/nvsr61/nvsr61_01.pdf (2012.8).

- (7) Id.
- (8) Children in Poverty, *supra* note 4, at 4.
- (9) 42 U.S.C. 601.
- (10) E.g., Cal. Fam. Code §3020 (b) (2012); Tex. Fam. Code §153.001 (a) (2012); O.C.G.A. §19-9-1 (2012); Ariz. Rev. Stat. §25-103 (2012); Fla. Stat. §61.13 (2012); Wash. Rev. Code §26.09.002 (2012).
- (11) ほとんどの州で共同監護は認められ、父母が同意している場合にはそれは子の利益と推定するという州や、裁判所が子に有害であると認めない限り共同監護を付与するとしている州もある。また各州とも子の監護権を決定する際考慮すべき要件を多数挙げており、なかでも子の意思や父母の協力の度合い、ドメスティック・バイオレンスの存在はほとんどの州で検討されている。Custody Criteria, 45 Fam. L. Q. 494 (2012).
- (12) E.g., Cal. Fam. Code §3900 (2012); ALM GL ch. 119A, §1 (2012); Fla. Stat. §61.13 (2012); Wash. Rev. Code §26.09.002 (2012).
- (13) 2012年4月1日施行された民法766条の改正において、離婚時に当事者および裁判所は親子の面会交流を取り決めることができるとは明記されたものの、離婚の際の必須の決定事項とはされていないし、養育費についても取決めを認めるのみで離婚時に司法・行政共に審査がなされることは盛り込まれなかった。条文の「子の利益を最も優先して考慮しなければならない」とする文言は、これまでも交流を制限する解釈にもたびたび使われてきた。実際国民も、自主的にどれくらいが面会交流を取り決めているかは、離婚の多くが協議でなされる日本では正確な数は不明であり、裁判所の審判でもそれは月に1回程度が標準的である。また、単独親権者は子どもの利益のために必ずしも養育費を得ようと努めているようには思われず、行政による児童扶養手当の受給を基本としている。離婚後も子が双方の親から養育されることが子の利益に適うとする認識は、今のところ日本国内のコンセンサスとしては確立していないように思われる。
- (14) 子自身が扶養権利者となって扶養請求するのは、生活保持義務の本質にそぐわないとする意見、また民法877条により子が請求すると親子の利益相反行為となるとする意見から、1960年代以降、民法766条の監護費用の分担として処理することが定着したとされる。そして松嶋教授はまさにそれが養育費制度の発展を阻害していると主張される。松嶋道夫「養育費裁判の現状と改革への課題」久米大学法学56・57号206頁(2007年)、同「養育費・婚姻費用分担における簡易算定方式と養育保障の課題」同67号211頁(2012年)。

1. アメリカの児童扶養支援

(1) アメリカの家族に対するとらえ方

先に、アメリカでは家族に対する価値観を立法上明示していると述べたが、それは家族法すべての分野においてそうであるわけではないし、また、アメリカで一つの価値観が共有されているわけではない。アメリカでは周知の通り大統領選挙戦で、妊娠人工中絶に対する是非、同性婚の是非が候補者の政治信条の一つとして議論されている。したがって、信条により地域により共和党派と民主党派で正反対の支持をすることになる。研究によると、赤い州と名付けられる「赤い家族」と、青い州と名付けられる「青い家族」では、婚姻、中絶、離婚についてははっきりした数値の違いが見られるという。⁽¹⁵⁾赤い家族は伝統的な家族の価値を尊重し婚姻後の妊娠を良しとし、青い家族は10代の子どもに避妊教育を行い、女性が婚姻後も働き続けるべきなどリベラルな家族観を持つ。しかし皮肉なことに、保守的思想を持つ赤い家族——例えば、アイダホ州、ユタ州、テキサス州、コロラド州、ケンタッキー州、ワイオミング州等——では10代の妊娠や離婚率が高く、リベラルな思想を持つ青い家族——例えば、マサチューセッツ州、デラウェア州、ペンシルバニア州、ロードアイランド州、コネチカット州、メリーランド州等——では、大学卒業後に婚姻する者が多いため婚姻年齢が高く、10代の妊娠率や離婚率は低いというねじれ現象が起きている。⁽¹⁶⁾このようにアメリカでは家族に対して考え方、あるいは文化の対立が大きく存在するのであるが、それにも拘らず、全米で共通認識として認められていることのいくつかに、先に挙げた離婚後の親子の頻繁かつ継続した交流、共同監護、祖父母の訪問権等⁽¹⁷⁾がある。これらはいずれも子どもの利益に適うものとして全米で立法上認められている。

(2) アメリカ児童扶養法

さて、子どもの養育費については、未婚の妊娠・出産、離婚といった家族の形態が大きく関わってくるが、いかなる家族形態においても父母双方

に養育費支払いの義務があることは立法で明示されている。離婚時には通常、養育費は子どもの監護権と共に取り決められるため、それが実行できない場合は権利者が裁判所へ履行命令を申し立てるのが一般的なルールである。しかし、養育費を得ていない、あるいは履行されていない親の多くは未婚の母である。彼女らのなかにはまず子の父親が確定していない場合もあり、確定していても当初から養育費を取り決めていない場合が多く、そうすると彼女らは社会保障に頼らざるを得ず、そこから扶助を得ることになる。ただし、連邦社会保障法はその財源を、子を監護していない親（父親）に求めており、それを強制的に徴収するという方式を取っている。このことが、州が規定する家族法の養育費問題、すなわちコモン・ロー上の養育費義務の改革を行っていくことになり、アメリカ児童扶養法は社会保障法（連邦）という縦糸と、コモン・ロー（州）という横糸の二つの糸によって織り上げられているといわれる所以である。⁽¹⁸⁾

アメリカの社会保障法の歴史は、1935年に「児童扶養家庭扶助（AFDC: Aid to Families with Dependent Children、以下AFDCとする）」が貧困な要扶養児を対象として連邦レベルで制定されたことに遡る。連邦政府が州に補助金を交付し、州が独自に運用するものであった。その支給対象者は必ずしもひとり親世帯のみではなかったが、1970年代後半には事実上、別居、離婚、非婚の母という母子家庭のための全国的な社会扶助給付となっていき、1995年には受給者の半数以上が非婚の母となっていた。⁽¹⁹⁾当初より離婚時には非監護者に養育費支払義務は課せられていたが、支払いを逃れて州を渡り歩く者も多く、州際間で実効性を持たせることは困難であったので、事実上見逃されていた。しかし、「納税者に、遺棄して去った父親の務めを負担させることを求めるのは公平であろうか」との批判も出てきて、1975年社会保障法改正によって、子を監護していない親の養育費支払義務を強制することになった。それでもAFDCは徐々に次のような問題を呈し始める。それはひとつに、収入の不安定な男性と婚姻するよりこの扶助に依存し、婚姻を回避したり婚姻外出産をしたりしてしまっていることであり、2つ目に受給者には雇用を促す雇用トレーニングの要

請はあるものの、厳格ではないため女性の就労意欲を阻害していること、⁽²¹⁾等である。AFDCが非婚の子の援助のために多額な公的支出から出されていることから、国民は社会がこういったライフスタイルを支援するべきかをめぐり不満を募らせていったとされる。⁽²²⁾

そこで、1996年福祉改革法の中でAFDCが廃止され、TANFが登場することとなる。これは、クリントン政権下で成立した「個人責任・就労機会調整法（PRWORA: The Personal Responsibility and Work Opportunity Reconciliation Act of 1996）」による改革の中心的な一部である。AFDCでは可能だった扶助受給の長期化が、これにより自立に向けた移行期の援助と捉えられることとなった。

AFDCと異なりTANFでは、連邦から州への補助金が固定化され、州にTANFに関する権限が委譲されることとなった。⁽²³⁾これにより各州の取組みに努力を要する必要が出てきた。連邦法で定められるTANFの受給者は、未成年の子どもか妊娠中の母親がいる家庭だけであり、受給資格を得るためには、母親は養育費強制徴収プログラムに協力しなければならない。すなわち、州の事務所が非監護者を探し出し、実親として特定し、その者から養育費を強制的に徴収するシステムへの協力である。

TANFの目的は、先に述べた4つの項目——(1) 貧困家庭の援助、(2) 就労準備・就労・婚姻の促進、(3) 婚姻外の妊娠の防止と減少、(4) 両親のいる家庭の形成の維持と奨励——からなり、それに従い次のような政策を立てている。⁽²⁴⁾一つは、エンタイトルメントとしての法的権利としての受給権⁽²⁵⁾の否定であり、その受給が原則として通算60か月までに制限されたことである。2つ目は、個人の就労要請を強化するということであり、成人のTANF受給者は受給開始後2年以内に州政府が規定した就労活動に従事しなければならず、それに応じなければ給付の減額か停止になる。3つ目は、TANF受給中に新たに母親が子どもを産んだ場合、州政府はその子どもに対して給付を拒否することができる。また、州政府には婚姻外妊娠や出産に対し政策が求められ、婚外子率や中絶率を低下させた州には連邦政府から補助金が支給され、ボーナス援助金も支給されるという。⁽²⁶⁾そして

4つ目に、ひとり親世帯だけではなく両親揃った家庭の子どもにも給付を可能とするように、州政府の裁量を広く認めたことである。いずれにおいても、AFDCにおける反省を踏まえ根本的な改正を行っているのである。

しかしここで特筆すべきは、TANFの目的の(3)と(4)である。婚姻外の子の差別規定はアメリカでは早々に改善され、もはや婚外子に対する法的差別はないといってよい。したがってそこからは、婚外子を産むか否かは個人の自己決定として捉えられてよい領域とされているはずである。しかし、現状は立法により、そのような家族形態をとることが制限されているのである。10代の出産が社会問題とされ、政治的な対策が必要とされているにせよ、貧困家庭はその財源が税金からなる社会福祉に頼らざるを得ないが故に、そのために貧困母子家庭は国家からこのような価値観を押し付けられなければならないのであろうか。アメリカの家族は国家からの介入の排除を目指して発展してきたにもかかわらず、ここに立法上認められる国家から介入される家族が存在しているのである。この事に関してはアメリカでも家族のプライバシーとの関係で大いに議論されている。これについて、次に貧困母子家庭と社会福祉との関係について見ていくことにする。

註

- (15) Naomi Cahn & June Carbone, RED FAMILIES v. BLUE FAMILIES, 8 (2010).
- (16) *Id.*, at 22-23.
- (17) 鈴木隆史「祖父母の訪問権 (Visitation Rights) —— ニューヨーク州におけるその生成と展開を中心として——」早稲田法学会誌 35 号 115 頁 (1985 年)。
- (18) サンフォード・N・カッツ、石川稔訳「アメリカにおける児童扶養法の史的考察」ジュリスト 858 号 54-55 頁 (1986 年)。
- (19) シーラ・B・カマーマン、濱本知寿香・理橋孝文訳「AFDC から TANF へ —— アメリカの家族政策の転換と日本への教訓」季刊家計経済研究 1997・春、45 頁 (1997 年)。
- (20) カッツ・前掲注 (18) 56 頁。
- (21) カマーマン・前掲注 (19) 46 頁、尾澤恵「米国における 96 年福祉改革とその後」レファレンス 2003.12 号 74 頁 (2003 年)。
- (22) カマーマン・前掲注 (19) 46 頁。

- (23) 下夷美幸「アメリカにおける母子家庭と福祉改革——AFDCからTANFへの移行——」社会福祉40号45頁（1999年）。
- (24) 尾澤・前掲注（21）72頁。
- (25) 1970年のGoldberg v. Kelly, 397 U. S. 254 (1970)以来、公的扶助は制定法上のエンタイトルメントとして認められ、手続的デュー・プロセスなしには奪い得ない財産的利益とされていたが、PRWORAが連邦法により公的扶助をエンタイトルメントとして解釈することを否定したことにより、これまで判例法上認められてきたその権利に対する訴訟が巻き起こったとされている。今川奈緒「手続的デュー・プロセスによる保護の限界——PRWORA制定後の州判例を手がかりに——」早稲田政治公法研究83号29頁（2006年）。
- (26) 下夷・前掲注（23）47頁。
- (27) Harry D. Krause 著・石川稔訳「アメリカにおける非嫡出子の法的地位（資料）」家裁月報26巻12号119頁（1974年）、釜田泰介「嫡出・非嫡出による区分と法の平等保護（1）（2）（3・完）——アメリカにおける憲法訴訟を中心として（1968～80）——」同志社法学32巻4号231頁（1980年）、同巻5号1頁（1981年）、同33巻1号1頁（1981年）。
- (28) 大川聡子「10代の出産をめぐる家族の調整——アメリカ、イギリス、日本の社会構造の比較を通して——」立命館産業社会論集45巻1号207頁（2009年）。
- (29) 山口亮子「アメリカ法における親の権利と監護権——親の権利をめぐる立法と司法の政策——」民商法雑誌136巻4・5号561頁（2007年）。

2. 養育費履行強制制度

(1) 母子家庭とプライバシー

先に述べたように、アメリカの児童扶養政策は、社会保障制度と親による養育費の二本立てで発展してきた。社会保障として国は子どもの扶養手当を出す、その資源は親による養育費であり、それを確保することを国が行うという構図である。1960年代以降AFDCの受給者は急速に増加していったが、養育費履行に関しては各州がそれぞれ管轄しており、全国統一の制度はなかった。そこで1975年に連邦社会保障法第4章D編（Social Security Title IV-D）の改正により、養育費履行強制制度（Child Support Enforcement Program）⁽³⁰⁾が創設された。連邦政府の保健福祉省（Department

of Health and Human Services) の養育費履行強制庁 (Office of Child Support Enforcement) を中心として、各州に養育費履行強制局が置かれた。そして各州が管轄する各郡の事務所が、TANF を受給する監護親 (ここでは主に母親と明記する) の子の父である非監護親の居所探索、法的父子関係の確定、養育費命令の確定、および養育費の徴収を行うのである。⁽³¹⁾ なお、公的扶助を受給しない監護親も、養育費履行のためにはこの州の事務所を利用することとなる。

まずこの法は、子どもの父親を探索し確定する協力を母親に義務付けた。養育費支払義務のある非監護親の所在が不明な場合は、その者の居所を特定するため、母親は子の父親に関する情報を州の養育費履行強制局に提供しなければならない。この情報には、父親の社会保障番号はもとより、自動車登録簿や州税や個人財産の記録、雇用保障局や福祉局の記録、個人の信用情報機関や金融機関の情報までもが資料とされている。⁽³²⁾ また、連邦の親探索の権限も強力であり、そこでは、連邦養育費命令登録 (Federal Case Registry of Child Support Orders) と全国新規雇用者登録 (National Directory of New Hires) により、州の情報と連邦の情報が共有化されて本人を探索するシステムとなっている。特に後者については、雇用主に新規雇用者の情報の登録を義務付けるもので、連邦は探索対象の父親の勤務先や収入の情報を州の養育費局に通知することとなっている。⁽³³⁾

特に未婚で父子関係が明らかでない場合、父親と子との関係を特定する必要があり、父親が子を自発的に認知しない場合は、遺伝子検査がなされる。母親からの要求はもちろんのこと、養育費局の要請によっても検査が実施され、当事者はそれを拒否することはできない。⁽³⁴⁾ 遺伝子検査で父子関係が明らかになると、法的父子関係が確定することになる。では実際母親にはどのような協力が要請されるのか。例えば、あるケースによると、母親に子の父と思われる男性の名前を挙げさせ、その者に HLA 血液検査を行った。しかしいづれも父性が確定しなかったため、デラウェア州の養育費執行局が、当該年に彼女が性的関係をもった者の情報が載っているカ

レンダーを提出するよう求めた。そこで母親はそれを拒否したため、州は給付金支給を打ち切ったという例である。⁽³⁵⁾このように、母子家庭の母親は、福祉手当を受ける代わりに条件としてプライバシーが放棄され、日々の家庭生活において国家の規制や監督に無防備にさらされることになるのである。⁽³⁶⁾

養育費の決定は、離婚時であれば離婚裁判で決定される。この場合、各州はすでに養育費ガイドラインを設けており、各州は主に所得シェア方式 (Income Share) と所得パーセント方式 (Percent of Income) のいずれかを取っている。⁽³⁷⁾前者の所得シェア方式は、一つの家庭で生活していたら得られる生活水準を、互いの両親が同じ割合であるいは分担して支払う計算方式である。例えば、父母の合計収入のうち各自の割合を計算し、毎月の子に係る費用を出し、各親の割合に応じて子の養育費の費用をはじき出す。所得パーセント方式は、監護権者の収入に拘わらず、非監護権者の所得から一定の割合を養育費とする。この方式を取っているのは、アラスカ、アラバマ、イリノイ、ミシシッピ、ネバダ、ニュー・ハンプシャー、ニュー・ヨーク、ノース・ダコタ、テキサス、ウィスコンシン各州とコロンビア特別区である。⁽³⁸⁾これらの方式で具体的に養育費を試算すると、例えば監護親が総月収1,000ドル得ていると仮定し、非監護親の総月収が500ドルの場合、10歳の子の養育費は所得シェア方式をとるカリフォルニア州の場合では9%の47ドルとなり、所得パーセント方式のニュー・ヨーク州は16%の78ドルとなる。非監護親の総月収が2,500ドルの場合、カリフォルニア州は17%の428ドル、ニュー・ヨーク州は変わらず16%の392ドルとなっている。⁽³⁹⁾

養育費の徴収は、非監護親の給与から引き落とされるようになっており、2010年の徴収のうち67%は給与引き落としである。事業主は雇用から20日以内にその者を州に登録しなければならず、これは連邦に登録され、それにより非監護親の収入源が特定される。その他、連邦や州の所得税還付金からの相殺、失業給付からの相殺、財産への先取特権などがある。滞納については、裁判所侮辱罪の他に、個人信用情報機関への滞納額

の通知や、パスポート発行拒否、専門職や商業上の免許の制限・停止などがある。⁽⁴⁰⁾

(2) 非監護親に対する強制的徴収と裁判所侮辱罪

養育費履行強制プログラムによると、養育費が支払われない場合には、監護親は裁判所に直接履行を求めるのではなく、州の「養育費履行強制局」に申し出るという構造になっている。州のこの機関は、多くは児童扶養局（Department of Child Support Services；カリフォルニア州）とか、養育費履行局（Department of Public Welfare, Bureau of Child Support Enforcement；ペンシルベニア州）という名称で行政が行っているが、なかにはテキサス州のように、司法局（Office of Attorney General）が管轄している州もある。ここで、テキサス州における司法局による養育費履行手続を概観してみよう。

テキサス州司法局は子の養育費対応の他に、消費者保護、犯罪被害者保護、刑事関係等を管轄し、警察と検察官を擁している。ここからも分かるように、子の養育費は家族間の私的な問題ではなく、州が積極的に取り組む公的な問題となっている。ただしそれは、単に公的扶助に任せるというのではなく、子の養育費はあくまで親の義務として捉え、それを公的に支援する方向性をとるのである。司法局は、養育費命令を得ている監護親だけでなく養育費命令を得ていない未婚の母も対象となっているため、申請者のタイプにより子の父親の探索、父親の確定という事務手続きを行うが、ここの主たる仕事は、司法局の検察官が裁判所で養育費の決定、変更、そして執行を行うことである。各郡でどの裁判所が管轄するかは異なるが、サン・アントニオ市を擁するベア郡（Bexar County）では、養育費法廷（Child Support Court）が設けられており、そこが集中的に審理を行っている。裁判所には監護者と非監護者が召喚されるが、司法局の検察官は養育費を求める監護者の代理人ではなく、州の代理人として非監護親に対する養育の決定や変更および執行を裁判所に申し立てて主張する。特に重要なのは養育費の執行であり、非監護親が不払いの場合に裁判所侮辱

罪が申し立てられる。裁判所侮辱罪には、民事的裁判所侮辱罪（civil contempt）と刑事的裁判所侮辱罪（criminal contempt）とがあり、前者は、命令に従うまで制裁金または拘禁を命じることであり、命令に従えば拘禁は解除され釈放される。後者は、裁判所の命令違反の罪として制裁金または拘禁を命じることであり、民事との違いは事後的な制裁であることである。ただし、民事・刑事双方において刑罰をもって行われることには変わりはない。養育費不払いの場合には、民事的裁判所侮辱罪が問われることが多く、テキサス州は立法で民事のみを課している。しかし、その決定の多くは拘禁である。筆者がベア郡養育費法廷を訪問した際には、既に拘禁され、オレンジ色の拘禁服を着せられた非監護親が順に審理されていた。拘禁の判断は裁判官の裁量次第であるが、当裁判所の Rausch 裁判官は義務の履行のために刑事的強制力を支持している。その理由として、養育費未履行理由が経済的困難性だけでなく、元配偶者への嫌がらせ、自らの再婚、子どもへの無関心等であるからであり、実際拘禁の事実が目の前に示されると一両日中に支払金をかき集めて用意できる者がほとんどであるということであった。実際、テキサス州の養育費回収率は連邦政府の調査によると好成績であるが、収監に伴う費用も勘案すると、必ずしも手放しでは喜べない方策ではあるという意見も別の裁判官からは聞かれた。

裁判所侮辱罪についてアメリカで議論の対象となっていることのひとつが、その被告に対するデュー・プロセス権である。これに関して2011年に連邦最高裁で、民事的裁判所侮辱罪審理において、非監護親に弁護士を付ける権利があるか否かが争われた *Turner v. Rogers* ⁽⁴¹⁾ が登場した（以下、ターナー事件とする）。事件概要は次の通りである。

子どもの数、年齢および婚姻歴の有無は不明であるが、2003年サウス・キャロライナ州家庭裁判所は、非監護親である父ターナーに対して、監護親ロジャースに週51.73ドルの養育費を支払うよう命じた。しかし、以後3年以上ターナーは繰り返し不払いに陥り、その間5回の裁判所侮辱罪に問われた。最初の4回は90日間収監されたが、結局全額を支払った。5回目は彼は支払わなかったため、6ヶ月収監された。2008年1月3日、民

事的裁判所侮辱罪の審理が開かれ、原告被告が双方とも弁護人を付けず出廷した。書記官がターナーに5,728.76ドルの支払いを言い渡していたところ、ターナーは、麻薬やアルコール、タバコをやっていたが止めたこと、腰を痛めたこと、支払わなければならないことは知っていること等を主張した。裁判官は被告に故意の裁判所侮辱を認定し、全て支払えば釈放される民事的裁判所侮辱罪として拘置所への12ヶ月の拘置を言い渡した。そこでターナーは公益弁護士を付けて、連邦憲法は裁判所侮辱審理において弁護人を付けるよう認めている、と主張した。これに対しサウス・キャロライナ州最高裁判所は彼の「弁護人を付ける権利」を否定し、民事的裁判所侮辱罪には、刑事的裁判所侮辱罪に適用される「憲法上の保護」は必要とされないと述べた。

連邦最高裁判所は、デュー・プロセス条項は、養育費命令による民事的裁判所侮辱罪で拘禁の恐れのある貧困な親に弁護士を付けることを自動的に州に要求しているわけではないとした。しかし、弁護士が付けられなくても、裁判所侮辱手続で非監護親の支払能力が問題とされることが被告に通知されること、関連する経済情報を引き出すための書面が使用されること、非監護親の経済状態についての質問および主張を被告が行う審理の機会が与えられること、被告に支払能力がないことを裁判所が認定すること、というセーフガードが提供されることが必要であったとし、本件では、貧困のため自ら弁護士が付けられなかったターナーに、支払能力要件が本人に通知されず、明確に審理されずに事実認定されなかったとして、本件は更なる審理のため差し戻された。

養育費未払者が裁判所侮辱罪により拘禁に問われている実態について、次のような報告がある。⁽⁴²⁾例えば、アリゾナ州のピマ郡では、養育費不払いのために1日に140名の逮捕令状が出され、うち40名が逮捕され、37名が支払うまで拘禁されている。インディアナ州のマリソン郡では毎年8万から10万件的養育費事件があり、そのうちの3%の2,400人から3,300人が不払いにより拘禁されている。ミシガン州のウェイン郡では、34万件的養育費ケースのうち、8%に当たる28,255人が養育費不払いにより民事

的逮捕令状が出されている。ニュー・ジャージー州では2003年5月に貧困の養育費不払いの親が、裁判所任命の代理人を付けられていない場合には拘禁を禁じる裁判所規則が制定され、そのことにより300名の親が釈放された、ということである。

今日では、ニュー・ジャージー州のように養育費不払いで裁判所侮辱罪に問われる親に弁護士を付ける資力がない場合、州が公費で弁護士を付けることを義務付けている州が増えてきているが、ターナー事件により連邦最高裁で問題とされたことにより、当該規則は加速するものと思われる。養育費不払いで裁判所侮辱罪に問われた場合、理由開示の法廷では支払能力がなく不払いが故意ではないことを、現在の経済状態、職歴、能力、財産、借金、必要な生活費、失業の状態や理由、働く意思等について文書で証拠として提出し、裁判所で養育費局からの追及を法的にかつ理論的に証明できなければならず、その証明責任は教育を受けていない貧困な者には⁽⁴³⁾困難であるとされる。養育費の不払いが様々な理由によるところから、執行の間接強制である民事的裁判所侮辱罪は批判の対象とされてはいるが、それによっても履行率を高めようとするアメリカの姿勢は変わっていないように思われる。

註

(30) Jocelyn Elise Crowley, THE POLITICS OF CHILD SUPPORT IN AMERICA, 37-39 (2003).

(31) 下夷美幸「家族に介入する公権力——アメリカ——」『養育費政策にみる国家と家族』所収151頁（勁草書房、2008年）。

(32) 同上154頁。

(33) 同上154頁。

(34) 同上156頁。

(35) Allen v. Eichler, 1990 Del. Super. LEXIS 151 (1990).

(36) マーサ・A・ファインマン、上野千鶴子監訳・解説、速水葉子・穂田信子訳『家族、積みすぎた方舟——ポスト平等主義のフェミニズム法理論』201頁（学陽書房、2003年）。現在、連邦局の調べでは、2009年度に福祉給付を受けている180万人の婚外子の97%は父子関係が成立しており、年々子の誕生する病院での父親からの自発的認知が増えているとされている。Child Support Enforcement FY 2009 Annual Report to Congress,

- http://www.acf.hhs.gov/programs/cse/pubs/2012/reports/fy2009_annual_report/#ii.
- (37) Jo Michelle Beld & Len Biernat, Federal Intent for State Child Support Guidelines: Income Shares, Cost Shares, and the Realities of Shared Parenting, 37 Fam. L. Q. 165 (2003). この他に、メルソン方式というものもあり、これはあらかじめ子どもと両親の最低生活費がそれぞれ決定されており、まず子どもの最低生活費を両親の余力の割合で分担し、最低生活費に対する分担額を算出するものである。下夷美幸「アメリカにおける児童扶養履行強制制度」海外社会保障情報 100号 80頁（1992年）。
- (38) その割合は、例えばテキサス州では現在新たに再婚などで子どもがいない場合、子が1人の場合20%、2人で25%、3人で30%、4人・5人で35%、6人以上で40%であり（Tex. Fam. Code §154.129 (2012)）、ニュー・ヨーク州とウィスコンシン州は、子1人の場合17%、2人で25%、3人で29%、4人で31%、5人以上で35%以下である（N.Y. Dom. Rel. Law. §240(1-b) (2012)）(Wis. DCF 150.03 (2012))。
- (39) Ira Mark Ellman, Tara O'Toole Ellman, The Theory of Child Support, 45 Harv. J. on Legis. 107, 163 (2008).
- (40) 下夷・前掲注(31) 159頁。
- (41) Turner v. Rogers, 131 S. Ct. 2507 (2011).
- (42) Rebecca May and Marguerite Roulet, A Look at Arrests of Low-Income Fathers for Child Support Nonpayment, Center for Family Policy and Practice, 2005. 養育費の故意の不払いによる刑事的拘禁については、ミシガン州インガム郡では67名の親が不払いの罪に問われたとされ、ウェイン州では508名の親に逮捕令状が発行された。ミズーリ州ブキャナン郡で2002年に900名の親が刑事上の罪で訴えられたとされている。
- (43) Elizabeth G. Patterson, Civil Contempt and the Indigent Child Support Obligor: The Silent Return of Debtor's Prison, 18 Cornell J. L. & Pub. Pol'y 95, 119-121 (2008).

3. アメリカの養育費制度の効用

養育費支払義務がある非監護親の不払い理由は何であろうか。それについて、アメリカでは以下の研究がある。1つは、子どもとの交流の減少を理由とするものである。調査によると、共同監護や交流を行っている監護親の77%は養育費の全部か一部を得ているのに対し、共同監護を行って

いない監護親の56%しか養育費を得ていないことが分かっている。⁽⁴⁴⁾そこでこれに関し連邦法では、「子どもとの交流促進のための交付金（Grants to States for Access and Visitation）⁽⁴⁵⁾」を定め、メディエーション、カウンセリング、教育、養育費計画の促進、交流の確保（監督付きや公平な子の引渡しを含む）、交流や別の監護取決めガイドラインの促進を通して、非監護親が子どもと交流することを援助するプログラムを州が確立することにより、連邦府からの資金援助を行うとした。この規定は社会保障法の章にあり、1996年の一連の社会保障法改革で制定されたものの一つであるから、明らかに養育費と親子の交流の連動を理解した上で立法されたものである。親子の交流が養育費との交換条件となるべきではないことはいわれているが、この制度の結果は、ある州では7万人の親にこのプログラムを提供したところ、2万6千人の非監護親が子どもとの交流を増加させた⁽⁴⁶⁾とのことである。また、父親の収入や別離につき高度な紛争関係があったかといった要素を含めた横断的調査と縦断的調査によって明らかにされたのは、支払いの多寡は問わず、別居親の養育費支払いは子どもに対し影響⁽⁴⁷⁾をもたらし、父子の交流も増加させているということである。

2つ目に、養育費不払いは執行力の強弱に影響しているという。アメリカでは、養育費不払いに対し支払うまで拘禁することのできる民事的裁判所侮辱罪が取られているが、調査によると、その決定が甘い地域では不払⁽⁴⁸⁾率が高く、拘禁の恐れがあると支払う者が増えるとされている。

3つ目は、心理的なものから来る。支払わない親は、養育費が子どものために使われるのではなくて、他方の親や新しいパートナーのために使われると思っているという。また、過去の別れを思い出したくないために、⁽⁴⁹⁾支払いから逃れようとする者もいる。

そして4つ目は、貧困による支払い能力の欠如という理由である。調査によると、離れて暮らす非監護者である父親は必ずしも貧困ではないが、平均すると年収約3万ドル前後であり、同居している父親の年収の7割前後⁽⁵⁰⁾である。しかも、離婚した親と未婚の親とではその性格が異なり、未婚で別居する親は若く、高校を中退し、健康状態にも恵まれていない者が多

いとのことであり、刑務所に入っているかホームレスの者も2割はいるとされていること⁽⁵¹⁾から、離婚後の養育費不払親と未婚による養育費不払親の違いが大きい。しかし、支払能力の無さは不払いの主要な理由ではないという意見もある。調査によると、低所得であると、養育費の支払いは不定期とはなるが、低所得と不払いに関連性は見られなかったという。また、養育費決定は今日では裁判所で親の支払能力を主要な要件として慎重に決定されており、不払いの理由とはなり得ないという。そこで研究者はむしろ心理的な要因の方が強いと主張している⁽⁵²⁾。

さてアメリカでは、養育費履行強制局は未婚および離婚後の監護者双方の養育費履行手続を行うことが分かった。主に未婚の監護親はTANFという公的扶助を受けるために、州の養育費局が父親の探索をして父子確定をし、養育費命令の確定を行うことから始まるが、養育費命令を得ているはずの離婚後の監護親は、養育費局を通して未払いの養育費の徴収と支給を利用することになる。ではその監護親の比率はどうであろうか。養育費履行強制プログラムを利用しているのは、2010年度で1,590万件であるが、うちTANFを受けているのは14%の約219万件であり、残りの43%は以前公的扶助を得ていたが現在は受給していない世帯であり、43%はTANFを受けず当局の養育費徴収サービスを利用している世帯である。そこから、TANF世帯は必ずしも多くはないことが分かる。また、その徴収についても、2010年度は全体では支払い義務額の62%の回収となっているが⁽⁵³⁾、徴収金額265億ドル（1ドル80円として約2兆1,200億円）であるうち、TANF受給者の徴収額は19.2億ドル（1,536億円）で、公的扶助を受けていないNon-TANF者の徴収額は246億ドル（1兆9,680億円）と、徴収のうち93%を占めている⁽⁵⁴⁾。養育費制度はTANFの給付費を父親から取り戻すためのものというより、公的な養育費徴収代行サービスとして機能している⁽⁵⁵⁾と言われている。

養育費履行強制プログラムは連邦法の社会保障法（Title IV-D）により制定されたものであり、この公的扶助としての社会保障と私的扶養の養育費の制度が両輪となってアメリカでは発達してきたが、AFDCからTANF

へと変わり一時的な公的扶助とされてからは、養育費履行強制プログラムは、私的養育費の支払いの強化へと性質を変えていったことが分かる。今や、公的負担のために義務者から取り立てるのではなく、当然の義務としての私的養育費の支払いのシステムとなっている。

アメリカの養育費制度の問題点は多々ある。連邦法により、社会保障の目的に一定の家族の形態を明示しているのは、国家による家族に対する介入に他ならない。両親が揃った家庭を維持し奨励することは、そうでない家庭には国家が介入し、公的家族（public family）として国家の監視下に置くことを意味している。先に見た事例のように、未婚の母親がターゲットにされて、その私人の生活のプライベートな部分にまで調査が及ぶことを国家が許しているということであり、アメリカのフェミニズム研究の関心が高いところである⁽⁵⁶⁾。また、裁判所侮辱罪において拘禁させる強制手段も、デュー・プロセス権の問題、貧困の問題が関わってきて、効果の点においては疑問視する見解も多数存在する。州や連邦が非監護親を探し出すことができるということも、コンピューターによる情報網が全国に行き亘っていることを示しており、個人情報の中で議論の多いところであろう。そして、このようなアメリカの強制的な制度をもってしても、養育費回収率は6割程度であり、その制度を運営する予算もかなりの額になる⁽⁵⁷⁾。しかし、それでもこのような制度を弱めず、むしろ強化している理由は何であろうか。それは、国が子の利益を保障しなければならないという使命であろう。子は未婚であれ離婚であれ父母双方から養育されなければならないとする信念に基づく国家の政策である。

註

(44) Monica Hof Wallace, Child Support Savings Accounts: An Innovative Approach to Child Support Enforcement, 85 N. C. L. Rev. 1155, 1173 (2007).

(45) 42 USC 669b.

(46) Wallace, *supra* note 44, at 1175.

(47) Judith A. Seltzer, Sara S. McLanahan, and Thomas L. Hanson, Will Child Support Enforcement Increase Father-Child Contact and Parental Conflict after

- Separation?, 180–181, Irwin Garfinkel et al, *FATHERS UNDER FIRE* (1998). この調査によると、1987年の横断的調査では養育費を支払っている親の86%から95%が親子の交流を行っている。1987年から1992年の縦断的調査では、養育費を支払う親の半数が毎週子どもと会っている。Id., at 167–169.
- (48) Wallace, *supra* note 44, at 1176; David L. Chambers, *MAKING FATHERS PAY: THE ENFORCEMENT OF CHILD SUPPORT* 90–91 (1979).
- (49) Wallace, *supra* note 44, at 1178, Chambers, *id.*, at 73.
- (50) 別居父の10%は55,000ドル以上で、20%は6,000ドル以下との調査もある。Irwin Garfinkel, Sara S. McLanahan, and Thomas L. Hanson, *A Patchwork Portrait of Nonresident Fathers*, 55, Irwin Garfinkel et al, *FATHERS UNDER FIRE* (1998).
- (51) Id., at 54.
- (52) Wallace, *supra* note 44, at 1172–1173.
- (53) 件数として見た場合は、全体で56%の回収率である。そのうちで、TANFの受給者の回収率は32.6%で、以前扶助を受けていた者の回収率が56.6%、非TANF者の回収率は62.8%となっている。Child Support Enforcement FY 2010 Preliminary Report, <http://www.acf.hhs.gov/programs/css/resource/fy2010-preliminary-report>.
- (54) Id.
- (55) 下夷・前掲注(31) 162頁。
- (56) 例えば、ファインマン・前掲注(36)、David J. Herring, *THE PUBLIC FAMILY* (2003).
- (57) 2010年度は行政支出約58億ドル(4,640億円)であり、行政支出1ドル当たりの徴収額は、4.88ドルであった。

むすび

日本の現状と比較することで、むすびに代えたい。日本では、婚外子は全出生子の約2%であるため、養育費は主に父母の離婚後の問題となる。人口動態調査によると、2011年に婚姻したのは67万組であり、その年に離婚したのは23万5千組なので、単純計算すると離婚率は35%である。この離婚のうち、未成年子は25万人おり、ひとり親世帯は年々増えてきている。母親が単独親権となるのが83%であることもあり、2010年に母

子世帯は約76万世帯であり、うち8割が離婚を理由とするものであった。⁽⁵⁸⁾

日本でも母子家庭の経済状況は厳しい。2010年の母子世帯の平均年収は215万円である。児童のいる世帯の平均年収が637万円であるのと比べると非常に低く、OECDの調査では、ひとり親世帯の子どもの貧困率は53.7%で、2番目に高い。しかも、日本のひとり親の就業率は他国に比べ⁽⁵⁹⁾高いにも拘らずに貧困率が高いのである。全世帯の日本の子どもの貧困率が14.3%なのに対して、ひとり親世帯になると急激に悪化するのは、女性であるが故の低賃金の他に、⁽⁶⁰⁾養育費と社会保障に問題があることがうかがえる。

厚生労働省の報告では、2006年に養育費の取決めをしているのは、協議離婚で31%、その他の離婚で78%であるが、協議離婚が全離婚の9割を占めるので、全体として取決めをしているのは39%に過ぎない。そして、現在も養育費を受けているのは19%である。過去、現在全く受けたことがない者が6割もいる。養育費を現在設けているまたは受けたことがある世帯の養育費は、平均42,000円である。

これに対し、母子家庭・父子家庭に支給される福祉給付金である児童扶養手当は、現在母子世帯の収入に応じ、全額支給が41,430円、一部支給が9,780円から41,420円である。子ども2人目から5,000円の加算、3人目以降1人当たり3,000円の加算が生じる。児童扶養手当の受給者である子どもは、2007年度は955,941人であった。

国家の予算はいかほどか。児童扶養手当の支給主体は都道府県、市等であり、費用負担は国が3分の1、都道府県、市が3分の2である。2010年の国庫負担分の予算案が1678.4億円であるから、都道府県、市等併せて約5,035億円となる。受給総数は2010年から支給が開始された父子世帯も含めると966,266世帯に増えている。

日本では、離婚後の非親権者からの養育費を、公的児童扶養手当が補完⁽⁶¹⁾しているという意識である。5,035億円は税金から賄われているにも拘らず、アメリカで社会問題となった「無責任な父親の義務を納税者に負担させている」という意識が社会的に語られることはないように思われる。

もともと、財源縮小の必要性から、1984年に父親の所得によって手当の支給を制限するとの改正案も出されたが、養育費の支払い確保を前提に方策を取る議論ではなく、批判が多く、結局成立には至らなかった。⁽⁶²⁾

日本での不払いの理由は、調査によると感情的側面が大きくクローズアップされる。具体的には、離婚による相手方に対する腹いせ、面会交流が拒否されたことや親権者に恋人ができたことからの停止、親権者から子どもと関わることを拒絶されたことを理由として等が主な理由として挙げられているが、いずれのケースでも面会交流はなされていない。また、離婚したら赤の他人であるという意識も、非親権者および親権者双方から現れてきているのも特徴的である。⁽⁶³⁾ 他方、経済的な理由としては、養育費の取決めをしない理由の1位に「相手にお金がないと思ったから」があり、養育費不履行の理由に「相手にお金がない」が1位となっており、⁽⁶⁴⁾ 実際はどうかは親権者がそのように捉えることで行動を起こさないという実態が明らかとなる。また、非親権者に対する調査からは、「払うきっかけを失っている」という理由が示された。何となく取決めをしなかったとか、⁽⁶⁵⁾ 取決めはしたがつい支払いができずに数年経っているという理由もあり、なかには子どものために毎月積み立てをしている者もいる。アメリカで執行力が弱い場合に不払いに陥る状況と類似するところがある。

アメリカが親を刑務所に入れてまで、また多大な国家予算を使ってまで、決して効果が高いとはいえない養育費を取り立てる制度を取っているのに対し、わが国ではなぜそまでの議論が巻き起こらないのであろうか。養育費確保のための強制徴収システムを構築するのに人員と事務コスト等の執行コストが膨大になることから躊躇する意見もあるが、むしろ離婚後の家族や親子関係に国家が口出しすることをタブーとする意識があるからではなかろうか。考えられるその理由の一つとして、従来「ひとり親家族」は欠損家族として位置づけられ、社会的偏見が強いとされてきたことがある。例えば、子どもの就職、結婚において社会的差別が横行してきたこと、離別家族は子どもの人格形成への悪影響を及ぼすという言葉が広まっているが故に、ひとり親家族と子どもの研究も困難とされてきたこと

が指摘されている。⁽⁶⁷⁾ また、国民感情としては、「母子家庭でもきちんと子どもを育てる」ということが離婚する母親の重大な決意であるところに、父親の存在を物心両面で必要とする主張は、より母子家庭を欠損と認めるようであり、⁽⁶⁸⁾ 控えられてきたとも考えられよう。

しかし、今日では母子家庭は隠されるべき存在ではないし、離婚後の家庭に他方親の存在を排除すべきではない。そして、子どもの貧困が社会問題となっている現代では、離婚後の家庭および離婚後の子の養育費は国家が考えなければならない課題の一つである。離婚後の家族と子どもに対する国家の政策が何によって動くかは、まず子の利益とは何かという認識から形成する必要がある。アメリカのアグレッシブな動きも、根底にある信念は間違っていないように思われる。

註

(58) 厚生労働省「平成22年度母子家庭等対策の実施状況」<http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/boshi/10/dl/taisaku22.pdf>。なお、母子以外の同居者を含めては約124万世帯である。

(59) 日本の母子家庭の母親の84.5%は就労している。OECDの調査によると、ひとり親が就業している場合に貧困率が最も高いのは日本である。
<http://www.oecd.org/els/familiesandchildren/41929552.pdf>。

(60) 法律以外の分野で、子どもの貧困についての文献は多数ある。例えば、阿部彩『子どもの貧困——日本の不公平を考える』（岩波新書、2008年）、山野良一『子どもの最貧国・日本』（光文社新書、2008年）。また、小川富之「子どもの養育費履行確保について——オーストラリアの制度を参考に——」棚村・小川編著『家族法の理論と実務』所収493頁（2011年）では、これまでの日本の議論が整理されている。

(61) 上野雅和「社会保障と扶養義務」米倉・中川・石川編著『家族法改正への課題』所収518頁（日本加除出版、1993年）によると、「親の扶養能力が十分でない場合には、「社会の子ども」という観点から、親の扶養能力を児童手当により補完し、その他の扶養義務者に頼ることなしに親子の生活が成り立つように援助する方向に行かざるを得ないであろう」とされる。

(62) 下夷・前掲注(31) 24-25頁。

(63) NPO法人Wink編『養育費実態調査払わない親の本音——アンケートとインタビュー離婚・未婚の父・母・子ども達の声——』（日本加除出版、2010

年)。例えば、一緒にいなかったらもう他人という父親（17頁）、事実婚で親権がないから義務もない、という父親（40頁）、法律上非親権者は全くの他人だから、何の権利も主張できない、という親権者（64頁）、普段の生活の中で自分はお父さんがいないんだということを思い出したこともない、という子ども（90頁）の声が掲載されている。また、野沢紀雅『親権と扶養義務』問題の学説史的再検討（1）（2・完）法学新法101巻8号1頁、11・12号1頁（1995年）において詳細に論じられているように、法律上の養育費は親権に基づくのか、親子関係に基づくのかについて学説上争いがある。これについての議論も進めていく必要がある。

- (64) Wink 編同上122-123頁。
- (65) 同上11頁。
- (66) 島崎謙治「養育費相談支援」に関する政策のあり方について」厚生労働省委託事業養育費相談支援センター『養育費確保の推進に関する制度的諸問題』所収19頁（2012年）。
- (67) 松浦勲「日本における「ひとり親家族と子ども」研究の動向と課題」九州工業大学研究報告人文・社会科学48号83頁（2000年）。なお、「単親」という用語は「単身」と同じ発音であるため区別がつけがたいということになり、1986年東京都単親家庭問題検討委員会が、「ひとり親」という言葉を提唱し、以後「単親」は学術上用いられなくなったという。同85頁。
- (68) 石川稔教授は、日本の社会では、明治民法の規範により、「監護親が養育費を負担すべきだ」という法意識に基づくものも多いのではないかと思われる」という日本型法意識を説明される。石川稔「養育費法と離婚交渉」日本家族〈社会と法〉3号42頁（1987年）。

[付記]

本研究は科研費22530094の助成を受けたものである。